

(注2) 8 農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局

(注3) 17 道府県 北海道、大阪府、岩手、茨城、長野、静岡、三重、滋賀、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、佐賀、長崎、宮崎各県

(注4) 12 道府県 北海道、大阪府、長野、静岡、三重、和歌山、鳥取、島根、愛媛、佐賀、長崎、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、運搬土量及び土砂条件が地山の状態となっている場合の購入等土量について、ほぐした土量を地山土量に換算する必要があったのに、ほぐした土量のまま算出していたものが、95 事業主体の 323 工事のうち、70 事業主体の 219 工事(直轄事業 29 事業主体 84 工事(土砂運搬費及び購入費等計 8494 万余円)、補助事業 41 事業主体 135 工事(土砂運搬費及び購入費等計 1 億 0686 万余円(国庫補助金等相当額計 6909 万余円)))において見受けられた。そして、当該 219 工事について、ほぐした土量を地山土量に換算するなどして運搬土量及び購入等土量を算出し、これにより改めて土砂運搬費及び購入費等を算定したところ、直轄事業で計 7627 万余円、補助事業で計 9240 万余円となり、それぞれ 866 万余円及び 1445 万余円(国庫補助金等相当額 953 万余円)が過大に算定されていたと認められた。

このように、土砂運搬費等の算定に当たり、運搬土量等について、要綱等及び土砂条件に基づいてほぐした土量を地山土量に換算する必要があったのに、多くの事業主体において、ほぐした土量のまま算出していたため、運搬土量等が過大に算出されていて、土砂運搬費及び購入費等が過大に算定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、運搬土量等について、地山土量に換算するなどして適切に算出することについての認識が欠けていたことにもよるが、農林水産本省において、運搬土量等についてほぐした土量を地山土量に換算するなどして算出することについて、農政局等及び都道府県等に対する周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、農林水産本省は、運搬土量等の算出が適切に行われるよう、6 年 7 月に農政局等に対して事務連絡を発するなどして、運搬土量等について要綱等及び土砂条件に基づいてほぐした土量を地山土量に換算するなどして算出することについて、農政局等及び都道府県等に対して周知するなどの処置を講じた。

(2) 証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、前年度等の総作業工数の実績に基づくなどして、作業単価を適切に算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 林野庁
	(項) 林野庁共通費
	(項) 国有林野産物等売払及管理処分業務費
	(項) 森林整備事業費
	(項) 治山事業工事諸費
	(項) 森林整備事業工事諸費

部 局 等	林野庁、2 森林管理局
証拠書類編集製 本業務の概要	会計事務に関する証拠書類を科目別、支払年月日順等に編集して製本 するもの
検査の対象とし た請負契約の契 約件数及び支払 額	8 件 7760 万余円(令和 3、4 両年度)
上記のうち作業 の実態と大きく ・ かい離した標準 作業工数に基づ いて作業単価を 算定していた契 約の件数及び積 算額	4 件 5235 万余円(令和 3、4 両年度)
実際の総作業工 数等に基づいて 作業単価を算定 することにより 低減できた積算 額	1570 万円(令和 3、4 両年度)

1 証拠書類編集製本業務の概要等

林野庁は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)等の会計法令等に基づき、森林整備事業、治山事業等に係る請負契約その他業務を行う上で必要となる物品の調達等に係る契約等の会計事務を行っている。

国等の会計経理の証明責任者は、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき、会計事務に関する書類のうち証明期間ごとに証明責任者単位で作成する計算書及びその内容を証明する証拠書類(それぞれの添付書類を含む。以下同じ。)を計算証明書類として本院に提出することとなっている。証拠書類の提出に当たっては、紙媒体の証拠書類を電子化することが可能となっているが、林野庁は、証拠書類の電子化を段階的に実施していくこととしている。そして、紙媒体の証拠書類の提出に当たっては、証拠書類を科目別、支払年月日順等に編集して製本する業務(以下「証拠書類編集製本業務」という。)を行っている。

各森林管理局においては、当該森林管理局における証拠書類編集製本業務を、自ら又は請負契約により実施しており、請負契約を締結する場合には、予決令の規定により、予定価格を積算することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、全 7 森林管理局のうち請負契約により証拠書類編集製本業務を行っている 4 森林管理局(以下「4 森林管理局」という。)(注 1)が令和 3、4 両年度に締結した証拠書類編集製本業務に係る請負契約計 8 件(支払額計 7760 万余円)(注 2)を対象として検査した。

検査に当たっては、4 森林管理局において、契約書、積算書等の書類を確認するなどするとともに、林野庁において、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7 森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 4 森林管理局 東北、関東、中部、近畿中国各森林管理局

(検査の結果)

検査したところ、東北、近畿中国両森林管理局(以下「2 森林管理局」という。)が3、4両年度に締結した証拠書類編集製本業務に係る請負契約計4件(支払額計4799万余円)について、次のような事態が見受けられた。

2 森林管理局は、当該契約の予定価格について、それぞれが従前から使用していた証拠書類の(注3)種類、厚さごとの1冊当たりの標準作業工数に(注4)1人時当たりの人件費単価を乗ずることにより、証拠書類の種類、厚さごとの1冊当たりの作業単価を算定し、この作業単価に年間の予定冊数を乗じたものを合計するなどして、3年度計2555万余円、4年度計2680万余円、合計5235万余円と積算していた(図表1参照)。

そして、総価による一般競争入札等により、契約相手方と証拠書類1冊当たりの単価を決定し、当該単価に実績冊数を乗じて得た金額を支払うこととする単価契約を締結していた。

(注3) 2 森林管理局の証拠書類には、歳入徴収額計算書、支出計算書、前渡資金出納計算書等の計算書の種類に応じて、歳入証拠書、支出証拠書、支払証拠書等の種類がある。

(注4) 標準作業工数 証拠書類編集製本業務に要する標準的な作業工数であり、証拠書類の種類、厚さごとに人時単位で示される。

図表1 2 森林管理局における予定価格の積算方法

証拠書類の種類、厚さ ごとの1冊当たりの 作業単価	=	証拠書類の種類、厚さ ごとの1冊当たりの 標準作業工数(人時)	×	1人時当たりの 人件費単価 (諸経費を含む。)
証拠書類の種類、厚さ ごとの年間の積算額	=	証拠書類の種類、厚さごとの1冊当たりの作業単価	×	年間の 予定冊数
予定価格	=	「証拠書類の種類、厚さごとの年間の積算額」の合計		+ 消費税相当額 ^(注)

(注) 消費税相当額については、「証拠書類の種類、厚さごとの年間の積算額」の合計に加算するのではなく、1人時当たりの人件費単価に含めている契約がある。

しかし、2 森林管理局は、予定価格の積算に当たり、従前から用いていた標準作業工数を見直すことなく、毎年そのまま使用していた。そして、標準作業工数については、その算定根拠に係る資料が残っていなかったことから、証拠書類編集製本業務の作業の実態に即した適切なものであるかを確認することができない状況となっていた。

そこで、証拠書類の種類、厚さごとに1冊当たりの標準作業工数に年間の実績冊数を乗じて算出した作業工数を全て合計したもの(以下「積算上の総作業工数」という。)と、2 森林管理局を通じてそれぞれの契約相手方から全ての作業従事者の出勤簿等の写しを徴取して確認した実際の勤務時間数を合計したもの(以下「実際の総作業工数」という。)を比較した。その結果、図表2のとおり、東北森林管理局の契約については、実際の総作業工数が積算上の総作業工数を3年度は24.8%、4年度は26.0%下回った。また、近畿中国森林管理局の契約については、実際の総作業工数が積算上の総作業工数を3年度は34.5%、4年度は29.4%下回った。

図表2 積算上の総作業工数と実際の総作業工数の比較 (単位：人時、%)

森林管理局名	年度	積算上の総作業工数 (A)	実際の総作業工数 (B)	実際の総作業工数が積算上の総作業工数を下回っていた工数 (A) - (B)	左の工数の積算上の総作業工数に対する比率 ((A) - (B)) / (A)
東北	令和3	6,222.3	4,674.0	1,548.3	24.8
	4	6,266.2	4,631.0	1,635.2	26.0
近畿中国	3	5,030.5	3,290.5	1,740.0	34.5
	4	4,602.5	3,249.3	1,353.1	29.4

(注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を計算しても差欄の数値と一致しないものがある。

このように、2森林管理局において、証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、作業の実態と大きくかい離した標準作業工数に基づいて作業単価を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

4契約について、実際の総作業工数等に基づいて証拠書類の種類、厚さごとの1冊当たりの作業単価を算定して3、4両年度の予定価格の積算額を試算したところ、それぞれ計1762万余円、計1874万余円、合計3636万余円となり、2森林管理局の予定価格の積算額5235万余円を約1570万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2森林管理局において作業の実態に即して標準作業工数を見直すなどの適切な積算方法の検討を行っていなかったこと、また、林野庁において証拠書類編集製本業務に係る請負契約の適切な予定価格の積算についての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、林野庁は、5年12月に全森林管理局に対して事務連絡を発出するなどして、6年度以降の証拠書類編集製本業務に係る請負契約について、作業の実態を把握するために、契約相手方に作業従事者ごとの作業従事時間等を記載した業務日誌を提出させることとするともに、予定価格の積算に当たっては、業務日誌を用いるなどして、前年度等の総作業工数の実績を算出し、これに基づいて作業単価を算定することとする処置を講じた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高収益作物次期作支援交付金事業の実施について

〔令和3年度決算検査報告235ページ参照〕
〔令和4年度決算検査報告319ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした野菜等の高収益作物について、農業者の次期作における生産体制の強化等の取組を支援するため